

新潟県地域糖尿病・CKD 協力医登録要綱

(目的)

第1条 「新潟県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の内容を理解し、より早い段階からの適切な保健指導の実施及び医療の提供が可能となるよう、県は、地域の糖尿病・慢性腎臓病（以下、「CKD」という。）対策に協力する医師（以下、「地域糖尿病・CKD 協力医」という。）を養成することにより、糖尿病専門医、腎臓病専門医及び行政等との連携体制の構築を推進する。

(役割)

第2条 地域糖尿病・CKD 協力医の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域の糖尿病・CKD 患者の日常診療、特に境界型及び軽症の糖尿病患者の診療や療養指導に積極的に取り組む。
 - (2) 特定健康診査等で糖代謝異常、腎機能低下を指摘され、受診勧奨された者に対し、適切な介入を行う。
 - (3) 糖尿病療養指導士、腎臓病療養指導士等をはじめ、地域の多職種と連携しながら診療にあたる。
 - (4) 糖尿病・CKD の専門的治療を行う医療機関、合併症について専門的な治療を行う医療機関、医療保険者、市町村及び県地域振興局健康福祉（環境）部と連携し、地域の糖尿病・CKD 対策に携わる。
- 2 地域糖尿病・CKD 協力医の登録は、県が行う。
- 3 地域糖尿病・CKD 協力医制度の事務局は県に置く。

(登録要件)

第3条 地域糖尿病・CKD 協力医は、次のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 糖尿病・CKD 診療に携わる医師であること（診療科は問わない）。
 - (2) 地域糖尿病・CKD 協力医養成研修を修了していること。
 - (3) 地域糖尿病・CKD 協力医登録の申込みをしていること。
- 2 前項の要件を満たした者には、地域糖尿病・CKD 協力医登録証を付与する。なお、その

有効期間は登録日が属する年度を含めて3年度とする。(事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日まで)

(登録の手続き)

第4条 登録を希望する者は、「新潟県地域糖尿病・CKD協力医登録申込書(様式1-1)」及び「同意書(様式1-2)」により登録の申込みを行うものとする。

- 2 県は、前項の申込みのあった者に対し、別記登録証を交付する。
- 3 県は、地域糖尿病・CKD協力医について、氏名、医療機関名、登録番号を記入した名簿を作成し、管理するものとする。

(公表)

第5条 県は、新潟県ホームページにおいて、地域糖尿病・CKD協力医の名簿を公表する。

- 2 地域糖尿病・CKD協力医は、前条の登録証を院内等に掲示するものとする。
- 3 県は、地域糖尿病・CKD協力医の名簿を、市町村及び地域振興局健康福祉(環境)部等に公表することにより、地域糖尿病・CKD医療連携体制の構築を支援する。
- 4 県、新潟県医師会及び新潟県糖尿病対策推進会議は、県民および関係者に対し、新潟県地域糖尿病・CKD協力医制度についての周知を行う。

(更新)

第6条 登録日もしくは更新日より3年度以内に、次項に定める研修のいずれかを受講することで登録期間を更新する。受講が確認できた者について、登録有効期間の最終年度に、地域糖尿病・CKD協力医登録証を付与する。

- 2 更新のために受講が必要な研修は以下のとおりとする。
 - (1)県が主催する地域糖尿病・CKD協力医フォローアップ研修
 - (2)新潟県糖尿病対策推進会議総会
 - (3)その他、地域糖尿病・CKD協力医の資質向上に資する研修として県が認めるもの

(名簿記載内容の変更)

第7条 地域糖尿病・CKD協力医は、第4条第3項の名簿の登録情報に変更があった場合は、

「新潟県地域糖尿病・CKD 協力医名簿記載事項変更届（様式2）」を県に届け出るものとする。

(辞退)

第8条 地域糖尿病・CKD 協力医は、登録を継続できなくなった場合、「新潟県地域糖尿病・CKD 協力医登録辞退届（様式3）」に登録証を添えて県に提出することにより、登録を辞退するものとする。

(抹消)

第9条 県は、地域糖尿病・CKD 協力医が有効期間内に、第6条第2項の研修への参加が確認できない場合、明らかに本制度の趣旨に反する場合など、登録を継続することができないと判断した場合はその登録を抹消することができる。

(情報提供)

第10条 県、新潟県医師会及び新潟県糖尿病対策推進会議は、新潟県地域糖尿病・CKD 協力医に対して、糖尿病・CKD の早期対応や円滑な医療連携に役立つよう、隨時糖尿病診療の最新情報を提供する等、支援に努める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。